

「選定療養費について」

選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院（200床以上）で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

当院でも地域の医療関係と連携し、機能分担の推進を図る観点から、次のとおり選定療養費を負担していただくことにしています。

「初診の際、紹介状をお持ちでない患者様は、初診料とは別に

（改正）平成26年4月1日から

選定療養費（3,240円）税込

を徴収させて頂いています。

病院長